

# 長崎県建設工事成績評定要領(建築工事)

## (目的)

第1条 この要領は、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」の趣旨に鑑み、長崎県の所掌する事業にかかわる建設工事のうち、建築工事、(電気設備工事、機械設備工事、機械器具設置工事及び解体工事含む)の成績評定(以下「評定」という。)に必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、請負業者の適正な選定及び指導監督に資することにより、長崎県が発注する建築工事の品質を確保することを目的とする。

## (評定の対象)

第2条 評定の対象は、1件の請負工事金額が500万円以上の建築工事とする。ただし、別表1に示す工事については、評定を省略することができる。

## (評定の内容)

第3条 評定は、工事の施工体制、施工状況、目的物の出来形・出来ばえ及び高度技術や創意工夫並びに社会的貢献等について評価するものとする。

## (評定者)

第4条 第3条の評定を行うもの(以下「評定者」という。)は、工事の請負契約についての検査を行うもの(検査職員)及び監督を行うもの(監督員、主任監督員及び担当課長または総括監督員)とする。

## (評定の方法)

第5条 評定は、下記に示す工事成績評定調書、工事成績評定調書の評価のための考査項目別運用表(建築工事編)により、工事の施工体制、施工状況、その他必要な事項について工事ごと、評定者ごとに独立して的確かつ公正に行うものとする。

なお、考査項目別運用表の作成に当たっては、「施工プロセス」チェックリストを考慮するものとする。「施工プロセス」チェックリストは、工事規模、工期等により採用しなくてもよいものとする。

- 1) 様式-1 「工事成績評定調書」
- 2) 様式-1 「考査項目別運用表」(建築工事編)
- 3) 様式-1 「施工プロセス」チェックリスト(建築工事編)

## (評定の時期)

第6条 工事成績評定は、以下の検査時に行うものとする。

項目別運用表(建築工事編)により、工事の施工体制、施工状況、その他必要な事項に

- ① 完成検査
- ② 完成検査、債務負担行為等
- ③ 中間検査、既成部分検査・年度末既済部分検査

① 完成検査の評定点

(監督員+主任監督員)×0.4+担当課長等×0.2+検査職員×0.4+法令遵守等

② 完成検査、債務負担行為等

(監督員+主任監督員)×0.4+担当課長等×0.2+検査職員(※)×0.2  
+検査職員×0.2+法令遵守等

(※)中間検査・既済部分検査・年度末既済部分検査が2回以上の場合は平均値

③ 中間検査、既成部分検査・年度末既済部分検査

(監督員+主任監督員)×0.4+担当課長等×0.2+検査職員×0.4+法令遵守等  
その他、「長崎県建設工事成績評定要領(建築工事)」の運用による。

(評定調書等の提出)

第7条 第6条に示す時期において評定が行われた場合、監督職員はすみやかにその結果を工事成績評定調書(様式-1)に取りまとめ、契約担当者に報告する。

(評定の通知)

第8条 評定結果の通知は、長崎県建設工事成績評定点通知実施要領の定めるところによる。

(評定の公表)

第9条 評定結果の公表は、長崎県建設工事成績評定公表実施要領の定めるところによる。

別表1 評定を省略することができる工事

災害等の初期活動で、かつ迅速な対応が不可欠である緊急応急工事。
機器の納品、部品取替等の工事
草刈り、剪定のみ工事。
廃業等により高次請負業者が不在の場合。
その他、契約担任者が認めた工事。(建設企画課長あて協議が必要)

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行し、施行日以降契約したものに適用する。

この要領は、平成25年6月1日から施行する。(一部改正)

この要領は、平成27年6月1日から施行する。(一部改正)